

令和 7 年度衛星リモートセンシングデータ利用に関する調査検証委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和 7 年度衛星リモートセンシングデータ活用に関する調査検証委託業務

2 委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで

3 業務の目的

世界の宇宙ビジネスの市場規模は毎年拡大しており、これまでの官主導から民間主導による宇宙ビジネスが本格化しつつあるところ。日本においても、宇宙産業を国内の成長産業とするため、宇宙機器と宇宙ソリューションの市場を合わせて、2020 年に 4 兆円の市場規模を、2030 年代の早期に 2 倍の 8 兆円に拡大していくことを政府は目標に掲げている。特に近年、複数の衛星を一体的に運用する「小型衛星コンステレーション」を構築しようとする動きが活発化しており、様々な分野において衛星データを活用した社会課題解決が期待されている。

こうした中、県では宇宙機器開発分野への参入支援や衛星データ利活用の推進を図ってきたところ。

本業務では、衛星リモートセンシングデータの行政利用促進に向けた調査・検証を行うことで、県内のビジネス機会の拡大を目指すものとする。

4 業務内容

（1）計画準備

業務着手前に本仕様に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、工程表を発注者に提出しなければならないものとする。

（2）ヒアリング調査

先進事例や衛星リモートセンシングデータ利用タスクフォースで整理された案件整理リスト (<https://www8.cao.go.jp/space/taskforce/rs/dai3/gijisidai.html>) 等を参考に、利活用が期待される県庁内関連部署、県内市町村関連部署へヒアリング調査を行う。

（3）ヒアリング調査の結果整理・分析

ヒアリング調査の結果を整理・分析し、現状の課題やニーズの整理を行う。また、現時点では技術的に答えられないニーズについても、将来的な活用可能性を検討し取りまとめる。

（4）衛星リモートセンシングデータ利活用検討・検証

（3）にて整理した結果を踏まえ、令和 8 年度以降、委託業務として発注可能か検討を行う。検討結果をもとに、発注者及び対象部署と協議・調整を行う。

協議・調整後、受注者は衛星リモートセンシングデータを活用した検証業務の選定を行う。なお、検証業務の選定にあたっては発注者の承認を得るものとする。

選定した検証業務について、衛星リモートセンシングデータ等を用いて調査・分析を

行う。取得する衛星データの撮影時期や撮影場所等の条件は、発注者及び対象部署と協議して決定する。また、検証に必要な衛星リモートセンシングデータ以外のデータについても併せて収集を行う。

検証途中においても、次年度以降に業務として成立すると判断した場合には速やかに発注者に報告し、必要に応じて対象部署との協議を行うものとする。

（５）検証結果の取りまとめ

（４）の検証結果をもとに、衛星リモートセンシングデータの適用性を整理するとともに、業務として発注する際の課題等の取りまとめを行うものとする。なお、取りまとめの際には、衛星データを使用した際の概算費用や発注する際の仕様内容の参考になるよう留意する。

（６）報告書の作成

（１）～（５）で作成した成果を、報告書として取りまとめ、委託期間が終了する前に発注者に対して、データ（Word 形式・Excel 形式・Power Point 形式のうち、いずれか１種類と PDF 形式のあわせて２種類）で提出するものとする。